

安定した税財政基盤の確立について

1. 提案

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、地方が自らの判断と責任において行財政運営が行えるよう、分担すべき役割が明確にされ、そのために必要な税財政基盤の確立に向けた着実な取り組みを進められたい。

2. 現状と課題

住民ニーズに的確に応え、効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくためには、住民に身近な地方自治体が自らの権限と財源で、地域に必要な施策を自ら主体的に展開していくことが望ましいが、現在、国と地方の最終支出と税源配分には依然乖離があり、まずは、地方の自主財源のなお一層の充実強化を図ることが不可欠である。

「三位一体の改革」で3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金改革では、未だ真に地方の自由度・裁量度が高まるものとはなっていない。

さらに、平成20年度の税制改正において、暫定的な措置とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する制度が創設されたが、税源移譲といった地方分権改革の流れに逆行したものである。

近年、景気の回復等を受けて、県税収入が増えているものの、社会保障関係経費や公債費の増加に対応する一方で、毎年の地方交付税の大幅な削減などにより、税源移譲分を除く県税収入と地方交付税を合わせた額は減少傾向にあり、非常に厳しい財政運営を強いられている。

昨年閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」では、安定的な財政運営に必要となる地方交付税総額の確保については全く触れられておらず、また、これまでから地方が求めていた「地方行財政会議の設置」や「地方共有税への移行」なども盛り込まれず、今後の税源移譲や国庫補助負担金の見直しの具体的な方向性が示されなかった。

4月の暫定税率の失効により、道路整備に必要な財源が確保できない状況が生じるとともに、財源のあり方についても検討が必要となっている。

今後、地方分権改革推進法に基づき、地方分権改革推進計画が策定され、地方分権改革一括法（仮称）の制定に向けた取り組みが進められるが、地方の意見が反映されたものとなることが求められる。

3. 本県の取組状況

平成10年度から財政構造改革に取り組み、職員給与の独自削減をはじめ、経費の節減、事業費の縮減などの積極的な取り組みを進めてきた。

平成19年度において策定した「滋賀県財政構造改革プログラム」（H20～22）に基づき、県民にも一定の我慢と負担を求めながら、歳入・歳出両面からの行財政改革に大胆に取り組むこととしている。

（提案の概要）

地方分権改革の一層の推進に向け、国と地方の明確な役割分担のもと、今後策定される国の財政運営の基本方針等において、地方が担うべき行政を着実に進めるために必要な税財源の確保・充実を図る具体的な取り組みを盛り込むこと。

さらなる税源移譲を含めた早期の税体系改革の実現

早期に消費税を含めた税体系の抜本的改革に取り組まれること。

その際には、住民に身近で基礎的な行政サービスを確実に提供できるよう、より安定した税源である消費税を地方消費税としてさらなる税源移譲を行うとともに、地方法人特別税を地方税に復元すること。

併せて、地方消費税を地域偏在性の少ない地方税財源とする観点から、都道府県間で清算する際に用いる指標を適切なものとするなどの見直しをされたい。

なお、暫定的措置として導入される地方法人特別税に関し、減収となる交付団体にとっては、減収分を全額地方交付税で調整されるような仕組みとすること。

地方交付税の総額確保および財政需要の的確な反映等

地方交付税にあっては、その総額を確保するとともに、財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるものであること。また、地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行し、地方の財源不足を解消するため、法定率を引き上げるとともに、臨時財政対策債の発行を抑制すること。

特に、近畿約1,400万人の水利用を支える琵琶湖の保全に係る経費について、地方交付税の算定においてこうした地域事情に配慮することや、臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、普通交付税の交付額の割合に応じたものとするなど、制度改正を行うこと。

さらに、地方交付税の改革にあっては、単に補正係数の数を減らすだけではなく、財政需要を適切に反映することを基本に、わかりやすく、透明な制度となるよう見直しを行うとともに、安定した財政運営が行えるような中期的な見通しを示すこと。

道路整備に必要な財源の確保・充実

道路財源については、遅れている地方の道路整備に必要な財源を継続的・安定的に確保するとともに、地方が主体的に取り組むべき道路整備を円滑に進めるため、地方への配分割合を高めること。

また、財源のあり方の検討については、地方の実情や意見を踏まえ行うこと。

地方の意見の反映

国と地方の協議の場を継続して開催するとともに、地方の意見を反映させること。また、こうした協議の場の法制化を進めること。